

規定改定について

以下の通り、社友会規定を改定する。

①入会年齢制限の撤廃

＜JCB社友会規約＞

変更箇所	旧	新
第5条(会員の資格)-1-(1)	JCBの役職員で円満退職をし、年齢が50歳以上に達した者。	JCBの役職員で円満退職をした者。

②入会金の一時的な減額

＜JCB社友会事業細則＞

変更箇所	旧	新
第2条(入会金)	入会金は 5,000円とし、支払方法は原則としてJCBカード決済とする。	入会金は 5,000円とし、支払方法は原則としてJCBカード決済とする。ただし、金額については、理事会の決定により時限的に減額することができる。

③事務局員の増員(東京支部)

＜JCB社友会事業細則＞

変更箇所	旧	新
第5条(事務局報酬)	事務局長の報酬は月額5万円、事務局員(大阪)は月額1万円。その他事務局員を設けた場合は、月額5千円とする。	事務局長の報酬は月額5万円、事務局員についてはその役割に応じて月額1万円以内で理事会にて決定する。

以上